# 地方税電子申告サービス

# 利用契約書

令和 年 月 日

(甲)

住 所: 秋田県秋田市山王4丁目1番1号

代表者名: 秋田県知事 佐竹 敬久

(乙)

住 所:

社 名:

代表者名:

「乙」という。)は、乙が甲に提供する「地方税電子申告サービス」に係る乙のASPサービス(以 下「本サービス」という。)について、次のとおり契約(以下「本契約」という。)します。

# 第1条(総 則)

- 1 乙は、甲に対して、本サービスを提供します。
- 2 乙は、甲に対して、本サービスに係る技術上の支援を行うものとします。

# 第2条(本サービスの内容)

1 本サービスは、地方税の電子申告に関連して、平成31年3月29日付総務省告示第百五十 一号に定める技術基準(以下「技術基準」という。)に基づき、総務大臣から指定された地方税 共同機構(以下「丙」という。)が運営する地方税ポータルシステムと連携し、LGWAN回線 を利用して、甲に設置する審査システム操作端末と乙が運営するインターネットデータサービ スセンタ(以下「センタ」という。)内に設置された審査システムサーバを接続して、電子申告 データ等の審査及びデータの保管等を行うASP方式によるコンピュータサービスをその内容

また、丙が運営する国税連携ポータルサーバと連携し、LGWAN回線を利用して、甲に設 置する国税連携クライアントと乙が運営するセンタ内に設置された国税データ受信サーバを接 続して、国税連携サービスに必要な機能をASP方式により提供する事をその内容とします。 2 本サービスの詳細は、別紙1「仕様書」に定める通りとします。

# 第3条(本サービスの作業)

甲と乙は別紙2「役割分担表」に基づき、互いに協力しながらそれぞれの作業を実施します。

#### 第4条(甲から乙に対する事前通知)

甲は、乙に対し、甲が本サービスを利用するうえで必要な事項を利用開始前に書面をもって通知 するものとします。なお、当該事項が変更になった場合も同様とするものとします。

# 第5条(本契約の有効期間)

本契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和11年11月30日までとします。

# 第6条(権利の帰属)

本契約に基づき提供される本サービスに係るソフトウェア等の一切の権利は乙又は当該ソフトウ エアの開発者に帰属します。

# 第7条 (ソフトウェアの使用許諾等)

乙は、甲に対し、本サービスを提供するに当たって、甲が本サービスを利用するために必要なソ フトウェア等を使用する非独占的な権利のみを許諾するものとし、甲は、本サービスに係る著作権 その他のいかなる権利も取得しないものとします。

# 第8条(危険負担)

本サービスの運用等に資するため、甲と乙との間で、磁気記録媒体、機材又は文書等を移動する に際して、その滅失又は毀損が発生した場合の原状復旧に係る費用その他の損失の負担は次のとお りとします。

- (1) 甲に対する引渡し前に発生したときは、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き乙の負担 とします。
- (2) 甲に対する引渡し後に発生したときは、乙の責めに帰すべき事由による場合を除き甲の負担 とします。

# 第9条(料金)

本サービスの利用料金は、月額 円(地方税及び地方消費税額 円)としま す。

#### 第10条(料金の支払)

- 1 甲は、前条に規定する料金に消費税等の額を加算した金額を乙に支払うものとします。本サービスの利用料金は、第5条において甲が指定した利用開始日を含む当月分を、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとします。
- 2 料金の支払は、乙が指定する銀行口座への振込によるものとします。振込手数料その他の費用は甲の負担とします。
- 3 支払当日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日までとします。
- 4 甲が本契約に基づく料金の支払を遅延したときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、未払金額につき年2.5パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する遅延利息を加算して支払わなければならないものとします。

### 第11条(契約保証金)

甲は、乙が納付すべき契約保証金を秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第178 条第3号の規定により免除する。

# 第12条(本サービス利用のための設備設定・維持)

- 1 甲は、自己の費用と責任において、乙が定める条件にて設備を設定し、本サービス利用のための環境を維持するものとします。
- 2 甲は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、乙が別途指定する各種ネットワーク(以下「各種ネットワーク」という。)に接続するものとします。
- 3 第1項の設備又は前項に定める各種ネットワークの不具合等により本サービスを利用できなかった場合であっても、乙は一切責任を負わないものとします。
- 4 乙は、乙が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、甲の事前の書面による承諾を得たうえで、甲が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、調査等必要な行為を行うことができるものとします。

# 第13条(本サービス利用上の善管注意義務等)

甲は、本サービスのシステム利用マニュアル、画面、出力帳票、ハードコピー等の原本又はコピー等を乙の書面による事前の同意を得ずして第三者に開示しないものとします。

# 第14条 (ユーザ I D 及びパスワードの管理)

- 1 甲は、甲のユーザID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理(パスワードの適宜変更を含む。)するものとします。 ユーザID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により甲自身及びその他の者が損害を被った場合、乙は一切の責任を負わないものとします。
- 2 第三者が甲のユーザID及びパスワードを用いて本サービスを利用した場合、当該行為は甲の行為とみなされるものとし、甲はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により乙が損害を被った場合、甲は当該損害を補填するものとします。ただし、乙の故意又は過失によりユーザID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

# 第15条 (禁止行為)

甲は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為をしてはならないものとします。

- (1) 本サービスに関する情報を改ざんする行為
- (2) 甲以外の者になりすまして本サービスを利用する行為
- (3) 有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為
- (4) 第三者又は乙の財産、名誉及びプライバシー等を侵害する行為
- (5) 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により第三者又は乙の個人情報を収集する行為
- (6) 本サービスの利用又は提供を妨げる行為
- (7) 第三者又は乙の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- (8) 法令又は公序良俗に反する行為
- (9) 本サービスを利用した営業活動その他営利を目的とする行為(書面により乙が事前に承諾し

た場合を除く。)

- (10) 第三者に本サービスを利用させる行為(書面により乙が事前に承諾した場合を除く。)
- (11) 乙の信用を傷つけ、又は乙に損害を与える行為
- (12) その他、乙が不適切と判断した行為

# 第16条 (データの管理)

乙は、甲がセンタ内に設置されたサーバに格納した電子申告及び国税連携に係るデータについて、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

#### 第17条(セキュリティ対策)

乙は、技術基準を満たすセキュリティ対策を実施するものとします。

### 第18条(監査)

- 1 乙は、丙が技術基準に基づき定期的に行う監査を受け入れるものとします。
- 2 甲は、監査の結果、乙が本サービスの実施に必要な電気通信回線その他電気通信設備を有せず、又は技術基準に適合したセキュリティ対策が実施されていない等の不適合が認められた場合、乙に相当の期間を定めて、かかる不適合の是正を求めることができるものとします。
- 3 前項の期間が経過した後も乙が不適合の是正を行わない場合には、甲は、本契約を将来に向かって解除することができるものとします。
- 4 第3項の場合、甲と乙で解除と他の認定委託先事業者への移行時期を協議することとし、甲は当該解除までに乙が遂行した委託業務に相当する契約金額を乙が定める日までに一括して乙に支払うものとします。また、乙におけるデータ抽出作業等については、乙の責任と費用負担において実施するものとします。

# 第19条(本サービスの一時的な中断及び提供停止)

- 1 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。ただし、本サービスの中断があった場合及び本サービスが復旧した場合は、速やかに甲に連絡するものとします。
- (1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
- (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
- (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供することができない場合
- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲に事前に通知のうえ、本サービスの提供 を一時的に中断することができるものとします。ただし、緊急やむを得ない場合には、事前に 通知することなく中断することができるものとします。
- (1) 本サービス用設備等の定期点検を行う場合
- (2) 本サービス用設備等の保守又は工事上やむを得ない場合
- (3) 本サービスに係る電気通信回線について、電気通信事業者がその提供を中止したとき
- 3 乙は、甲が第14条各号のいずれかに該当する場合、甲が利用料金の支払を怠った場合又はその他本契約等に違反した場合には、甲への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
- 4 乙は、前三項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供することができなかったこと に関して、甲又は第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

#### 第20条(本サービス用設備等の障害時の対応)

- 1 乙は、本サービス用設備等のうち、センタに設置するサーバ等の障害により、利用が一時的 に中断せざるを得なくなった場合には、速やかに甲に通知するとともに、この障害対応に努め るものとします。
- 2 乙は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備等に接続する乙が借り受けた電気通信 回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に 修理又は復旧を指示するものとします。

# 第21条(損害賠償の制限)

1 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスに関

して、乙が甲に対して負う損害賠償責任の範囲は、乙の責めに帰すべき事由により甲に直接かつ現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は年間の本サービスの利用料金を超えないものとします。また、乙は、甲が必要な対応措置を怠ったことに起因して発生又は拡大した損害を賠償する義務を負わないものとします。なお、乙の責めに帰すことができない事由から生じた損害、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益等について乙は賠償責任を負わないものとします。

2 電気通信事業者の責めに帰すべき事由により、本サービスを提供することができなかったため、甲に損害が発生した場合は、乙は前項の限度額の範囲内でかつ乙がその電気通信事業者から受領する損害賠償額の総額の範囲内で賠償するものとします。

# 第22条(免責)

本契約又は本サービス等に関して乙が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとします。また、乙は、本サービスの完全性、正確性、適法性、有効性を保証するものではなく、甲は、自己の責任おいて本サービスを使用するものとします。乙は、次の各号に起因した本サービスの故障又は不具合により甲に発生した損害については免責されるものとします。

- (1) 甲の本サービス利用開始後、甲が第15条を遵守しなかった場合
- (2) 甲の本サービス利用開始後、甲又は使用者の故意又は過失により誤操作が行われた場合
- (3) 乙の書面による事前の同意なくして甲又は第三者により本サービスの改造又は改変が行われた場合
- (4) 乙の書面による事前の同意なくして、本サービスを使用するために用いるハードウェアに甲 又は第三者により、乙の許諾したもの以外のハードウェア等の接続が行われた場合
- (5) 乙の書面による事前の同意なくして、本サービスを利用するために用いるハードウェアに甲又は第三者により、乙の許諾したもの以外のソフトウェア等のインストールが行われた場合
- (6) 甲が故障又は不具合を発見後、速やかに乙に通知しなかった場合
- (7) その他乙の責に帰すべからざる事由による場合

### 第23条(権利義務譲渡等の禁止)

甲又は乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ないで、本契約によって生ずる権利又は義務を 第三者に譲渡し、承継せしめ、又は担保の目的に供しないものとします。但し、甲及び乙は相手方 が同一資本関係内における組織再編等を理由とした権利義務の譲渡又は承継を希望する場合にあっ ては、その譲渡又は承継について合理的な範囲で協力するものとします。

# 第24条(再委託)

乙は、本作業の一部を再委託する場合、甲へ事前に申請し、甲より承認を得るものとします。

#### 第 25 条 (公 表)

本契約又は本サービスに関し、甲が第三者に公表する場合には、その公表内容、公表時期、公表方法等につき、甲と乙が事前に協議して定めるものとします。

# 第26条(乙による報告及び期限の利益の喪失)

- 1 乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、速やかに甲に通知するものとします。
- (1) 事業の譲渡、合併、その他経営上の重要な変更があったとき
- (2) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
- (3) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- (4) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、又は特別清算の各開始の申立てがあったとき
- (5) 事業を停止したとき、又は解散の決議をしたとき
- (6) 手形交換所の取引停止処分を受け、又は不渡手形を生じたとき
- (7) 支払停止又は支払不能の状態に陥ったとき
- (8) その他本契約の遂行が困難と判断されるに足る客観的事由が生じたとき
- 2 乙が前項各号のいずれかに該当する場合は、本契約により発生した甲に対する債務の期限の 利益を失い、当該債務の全額を直ちに甲に弁済することとします。

# 第27条 (甲による報告及び期限の利益の喪失)

- 1 甲は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、速やかに乙に通知するものとします。
- (1) 本契約の遂行が困難と判断されるに足る客観的事由が生じたとき
- (2) 支払停止又は支払不能の状態に陥ったとき
- 2 甲が前項各号のいずれかに該当する場合は、本契約により発生した乙に対する債務の期限の 利益を失い、当該債務の全額を直ちに乙に弁済することとします。

#### 第28条(即時契約解除)

甲又は乙は、相手方が本条各号のいずれかに該当する場合は、催告及び自己の債務の履行の提供をしないで本契約を将来に向かって解除することができるものとします。

- (1) 本契約又は本契約に付随する契約に違反し相当期間を定めた催告後も当該違反を是正しないとき
- (2) 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき

# 第29条(契約終了後の処理)

- 1 甲は、本契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって乙から提供を受けたハードウェア、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等(当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含みます。)を本契約終了後直ちに乙に返還し、甲の設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、甲の責任で消去するものとします。
- 2 乙は、本契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって甲から提供を受けた資料等(資料等の全部又は一部の複製物を含みます。)を本契約終了後直ちに甲に返還し、センタ内のサーバ等に記録されたデータ等については、乙の責任で消去するものとします。
- 3 甲が、他の認定委託先事業者へ変更することを目的として本契約を終了する場合には、乙 は、自らの責任と費用負担において、丙の移行にかかる仕様に基づきデータ移行を実施するも のとします。

### 第30条 (サービスの廃止)

- 1 乙は、次の各号のいずれか該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、 本サービスの廃止日をもって利用契約を解除するものとします。
- (1) 本サービス廃止日の1年前までに甲に通知した場合
- (2) 天災地変等不可抗力により本サービスの提供が不可能となった場合
- 2 前項に基づき本サービスを廃止する場合、乙は、既に支払われている利用料等のうち、本サービスを提供していない日数に対応する額を日割計算にて甲に返還するものとします。

#### 第31条 (本サービスの変更)

乙は、あらかじめ変更内容及び変更時期等を甲に通知の上、甲の承諾を得ることなく本サービスの提供条件を変更できるものとします。この場合、甲は、変更後の提供条件に基づき本サービスを利用するものとします。

なお、本条の指す本サービスの提供条件には、料金は含まれないものとします。

#### 第32条(機密保持)

- 1 甲及び乙は、本契約の履行に関して相手方から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供又は電子メール等電子的に提供された技術上、営業その他業務上の情報であって、相手方が機密である旨表示したもの(以下「機密情報」という。)について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、本契約の履行に従事する者に使用させる場合を除き、機密情報を第三者に開示してはならないものとします。
- 2 前項にかかわらず、本契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は機密情報 に含まれないものとします。
- (1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
- (2) 既に保有しているもの
- (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの

- (4) 相手方から書面により開示を承諾されたもの
- (5) 機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの
- 3 甲及び乙は、相手方から提供を受けた機密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製、改変が必要なときは、事前に相手方から承諾を受けるものとします。
- 4 本条の機密保持義務は、本契約が終了した後3年間継続するものとします。
- 5 甲及び乙は、本契約の履行に必要な範囲において、本契約と同等以上の守秘義務を課した再 委託先その他の第三者及び弁護士、税理士、公認会計士その他法令に基づき守秘義務を負う者 に対して、開示できるものとします。ただし、甲及び乙は、第三者に開示した機密情報の機密 保持について、相手方に対して本契約上の責任を負うものとします。
- 6 第1項にかかわらず、甲及び乙は、法令等に基づき、開示を義務付けられる場合には、義務付けられる範囲に限り機密情報を開示することができるものとします。ただし、当該開示を行うにあたっては、必要最小限の範囲での開示となるよう合理的な努力を行うものとし、事前に(緊急止むを得ない場合には、事後速やかに)相手方に対して当該開示について通知するものとします。
- 7 eLTAX サポート事業者に作業の一部を再委託する場合は、eLTAX サポート事業者にも本項を遵守させること。

# 第33条(個人情報保護)

- 1 本契約において甲及び乙が相手方に個人情報の提供を行う場合、本条の定めに従うものとします。なお、個人情報とは、次の各号のいずれにも該当するものをいいます。
- (1)「個人情報の保護に関する法律」(以下「法」という。)第2条に定める個人情報及びその蔵置媒体
- (2) 法令、契約等に従い、甲及び乙が相手方に対し取扱を委託する正当な権利を有する情報及びその蔵置媒体であって、甲及び乙が相手方に取扱を委託するにあたり、予め書面にて個人情報を特定し明示したもの
- 2 甲及び乙は、個人情報の取扱について、次の各号に定める義務を負うものとします。
- (1) 個人情報を本契約履行以外の目的のために利用(以下「目的外利用」という。) しないこと
- (2) 個人情報を第三者に提供しないこと(ただし、第5項に該当する場合には、第三者に個人情報を提供することができるものとする。)
- (3) 個人情報を個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等(以下「漏洩等」という。)の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること
- (4) 自己の責任において、本契約により個人情報を取扱う自己の従業者(自己の組織内にあって 直接間接に自己の指揮監督を受けて自己の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業 員のみならず、取締役、監査役、派遣社員を含む。以下「従業者」という。) に本条の義務を 遵守させること
- 3 甲及び乙は、個人情報の取扱を円滑に推進するために、それぞれ個人情報保護担当者を定め 相手方に書面により通知(これを変更した場合も同様とする。)し、相手方からの要請、指示等 の受理、相手方への依頼又は報告その他相手方との連絡、確認等については、原則として個人 情報保護担当者を通じて行うものとします。なお、個人情報保護担当者は、自己の従業者への 指示管理を行うものとします。
- 4 甲及び乙は、相手方に対し、個人情報の取扱につき以下の事項(以下「取扱事項」という。) を報告し、内容につき相手方は確認するものとします。また、甲及び乙は、取扱事項の状況 を、個人情報の利用期間中1年に一度の頻度にて相手方に対し報告を行うものとします。
- (1) 本条第2項の義務の履行状況
- (2) 個人情報を本契約履行のためにのみ利用している事実・状況
- 5 甲及び乙は、本契約を履行するにあたり、第24条で甲より承認を得た再委託事業者を除く第三者に個人情報を開示する必要がある場合、事前に相手方の書面による承諾を得るものとし、本条に定める自己の義務と同等の義務を当該第三者に課すとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、当該第三者に対する必要かつ適切な監督を行うものとします。
- 6 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、個人情報を複製してはならないものとします。なお、複製の取扱は本条に従うものとします。
- 7 甲及び乙は、個人情報の漏洩等が発生した場合は、直ちに相手方に報告を行い、対応等について相手方と協議するものとします。

- 8 甲及び乙は相手方から個人情報を受領した場合、甲乙協議のうえ定めた方法に従い、個人情報の受領証を相手方に提出するものとします。
- 9 本契約が終了した場合又は相手方から要請があった場合、甲及び乙は、相手方から開示された個人情報を相手方に返還又は相手方の要請に応じて甲乙協議のうえ定めた方法に従い廃棄したうえで、当該返還日、破棄日若しくは消去日から起算して30日以内に甲乙協議のうえ定める確認書を提出するものとします。
- 10 甲及び乙は、法第32条から第38条で定める個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等及び利用停止等(以下「開示等」という。)を行う権限を有せず、個人情報の主体から開示等の依頼を受けた場合、その旨を相手方に通知するものとします。
- 11 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならないものとします。
- 12 本条の定めは、本契約終了後も効力を有するものとします。

# 第34条 (特定個人情報の取扱)

甲及び乙は、甲が個人番号利用事務等の業務を実施するため乙に預託する特定個人情報の取扱について、別記の定めが適用されることを確認するものとします。

# 第35条(反社会的勢力との関係排除)

- 1 甲及び乙は、次の各号に定める事項を表明し、保証します。
- (1) 自己及び自己の役員が反社会的勢力(平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ。)でないこと、また反社会的勢力でなかったこと
- (2) 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
- (3) 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供する等、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
- (4) 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
- (5) 自己及び自己の役員が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的な要求行為、法的な 責任を超えた不当な要求を行い、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害 しないこと
- 2 甲及び乙は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものと します。
- 3 甲又は乙は、相手方が本条に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- 4 甲又は乙は、相手方が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、相手方に対し、 前項に基づく契約解除にかかわらず当該損害について本契約に基づく損害賠償を請求できるも のとします。

#### 第36条(契約の変更)

本契約の内容の変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議のうえ、別途、文書により変更契約を締結することによってのみ行うことができるものとします。

# 第37条 (規約等の遵守)

乙は、本サービスの提供に当たり、丙が制定した e L T A X に関連する各種規約、要綱等を遵守するものとします。

# 第38条(協議)

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈につき疑義が生じた場合は、甲と乙が別途協議のうえ 円満に解決するものとします。

# 第39条(合意管轄)

本契約に関する一切の紛争は、甲の所在地を管轄する裁判所又は東京地方裁判所を第一審の合意 管轄裁判所として処理するものとします。 本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ各1通を保有します。